

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 案件名 (国)

国名：ケニア共和国

案件名：第二次地方給水計画

The Project for Rural Water Supply (Phase II)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水セクターの開発実績（現状）と課題

ケニアにおける安全な水の普及率は都市部で 85%に達しているものの、特に乾燥が厳しく安定的な水源の確保が困難な地方部では 49%（UNICEF、2006 年）に留まっており、都市部と比較して著しく低い状況にある。また、地方部では未だに雨水や整備されていない湧水を水源としているところが多く、乾期には水量の減少、水質の悪化等の問題が生じている。特に、乾燥・半乾燥地域に属する大マチャコス県と大マクエニ県¹の給水率は、各々41.5%、38.2%と、地方部平均よりも遥かに低い状況にある。

(2) 当該国における水セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2008年以降の国家開発計画である「Vision 2030」は、「経済」、「社会」、「政治」を3本柱としており、「社会」については「衛生的かつ安全な環境で人々が住め、平等で、公正、結束力のある社会」を目指すことを目標としている。この中で水・衛生分野については、給水・衛生施設の整備や、乾燥・半乾燥地域における水源保全・涵養・雨水利用・地下水開発などを重視することが記載されている。ケニアでは、水資源の管理・開発ならびに水供給に関する方針をまとめた水法「Water Act 2002」が制定されている。

(3) 水セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は TICADIV 横浜行動計画で表明された水分野での協力を合致する。また、我が国の対ケニア事業展開計画では、「環境保全」を援助重点分野の一つとし、その中で給水分野での協力を行うこととしている。近年、我が国はケニアへの給水分野への協力として無償資金協力「カプサベット上水道拡張計画」（2009-2014 年）、技術協力「全国水資源マスタープラン 2030 策定プロジェクト」（2010-2012 年）等を実施している。なお、本事業は、MDGs のゴール 7、「環境の持続性確保」にも寄与するものである。

(4) 他の援助機関の対応

ケニアでは、2002 年の水法の制定以来、GTZ 等ドナーが中心となり、ケニアの給水、水資源管理の行政的枠組みを改編する「水セクターリフォーム」への支援が行われてきている。また、水・灌漑省（Ministry of Water and Irrigation; MWI）や、水サービス委員会（Water Services Board; WSB）などとドナーコミュニティが共同で水セクターの年次レビューを行う他、各ドナーのプロジェクトや投資計画を共有するなど、水セクターでセクターワイド・アプローチ（SWAPs）の枠組みが出来ている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

¹ 2008 年以降、対象県であったマチャコス及びマクエニ県は、それぞれ 8 及び 9 つの県に分割された。このため、本計画では当初のマチャコス及びマクエニ県を大マチャコス及び大マクエニ県と称する。

大マチャコス県及び大マクエニ県における村落給水施設（レベル1及びレベル2²）の建設を行うことにより、対象地域住民の安全な水へのアクセス改善を図る。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

- ・ 大マチャコス県（現在のマチャコス、カングンド、マシंगा、マトウングル、カシアニ、ムワラ、アチリバー、ヤッタの各県。人口112万人（2010年））
- ・ 大マクエニ県（現在のマクエニ、ザウイ、キブウェジ、マッキンドウ、ンブーニ・イースト、ンブーニ・ウエスト、ムカア、カソズウェニ、キルングの各県。人口90万人（2010年））

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

- ・ 大マチャコス県（レベル1給水施設12箇所、レベル2給水施設20箇所）
 - ・ 大マクエニ県（レベル1給水施設17箇所、レベル2給水施設9箇所）
- 但し、本事業にて実施される詳細設計の結果によっては、レベル2給水施設をレベル1給水施設に振り替える可能性あり（施設の総数は維持する予定）。

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、施工監理、住民により組織される水管理委員会及び同委員会に対して支援を行うタナーアティ川給水サービス委員会（Tana-Athi WSB）双方に対する参加型給水施設の運営・維持管理体制強化に係るソフトコンポーネントを実施する。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費6.75億円（概算協力額（日本側）6.08億円、ケニア国側：0.67億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2011年4月～2012年12月を予定（計21ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

- 1) 監督官庁：水・灌漑省（MWI）
- 2) 実施機関：タナーアティ給水サービス委員会（Tana-Athi WSB）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② 影響と緩和・軽減策：特になし。

2) 貧困削減促進：給水施設整備計画策定にあたっては、貧困層にも給水サービスが行き届くよう井戸の設置場所につき配慮する。また、貧困層の支払い能力も考慮し、支払い可能な範囲での料金設定を行っている。

3) ジェンダー：水管理委員会や住民ワークショップなど住民の直接的な参加を伴う活動においては、参加者のジェンダーバランスに配慮する他、女性が参加しやすいよう開催時間や場所、説明内容について留意する。

(8) 他援助機関等との連携・役割分担：本事業の対象地域において、他ドナー等のプロジェクトとの重複は無い。但し、本事業の進捗状況・課題、及び他地域で行われている他ドナー案件の進捗状況・課題・教訓等については、SWAPsの枠組みにおいて共有を図ることとする。

(9) その他特記事項：特になし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

² レベル1はハンドポンプ付き井戸等の点水源、レベル2はパイプ給水による給水施設。

特になし。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

開発政策の変更により給水分野の優先度が低下しない。

対象地域の地下水賦存量等の自然条件に大幅な変動が無い。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

本事業の1/2期のソフトコンポーネント活動においては、ケニア側による住民ワークショップの開催にかかる周知が十分行われず、参加者の集まりが悪いことが散見された。このため、本件においてはコミュニティに対するソフトコンポーネント活動の通知をケニア側が事前に十分に行えるよう留意することとする。

6. 評価結果

以下の内容により本事業の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

本事業対象地域は乾燥・半乾燥地域に属しており、地下水開発が非常に厳しく、高度な地下水開発技術が無ければ給水施設の整備を円滑に実施することが不可能である。また、当該地域は乾燥・半乾燥地域の中でも貧困率が60～65%と特に高いことが確認されている。このため、日本の無償資金協力において、給水施設を整備し、地域住民の安全な水へのアクセス率の向上に資することの妥当性は認められる。また、2.(3)に記載のとおり本事業は我が国の援助方針とも合致しており、実施の妥当性は認められる。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名		基準値 (2010年)	目標値(2013年)
給水人口 (千人)	大マチャコス県	465	504 (+39)
	大マクエニ県	343	364 (+21)
	計	808	868 (+60)

2) 定性的効果

- ① 対象地域の水因性疾病が減少する。
- ② 婦女子の水汲み労働が軽減される。
- ③ 地域コミュニティのオーナーシップ意識と参加意識が醸成される。
- ④ 参加型運営・維持管理体制づくりに必要な能力ならびに衛生啓発活動のための知識・技術が地方行政機関に移転される。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6.(2)1)のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・ 事後評価 施設完工年

以上